

訪問介護

1 事業概要

訪問介護員等が、要介護者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護，調理・洗濯・掃除等の家事，生活に関する相談・助言，その他必要な日常生活上の世話をを行うサービス

2 人員，設備基準の概要

(1) 人員基準（共生型サービスの基準は※2，※3を参照）

職 種	員 数 ・ 資 格																								
訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2. 5人以上（常勤換算）</li> <li>・ 介護福祉士，実務者研修修了者，介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修（1級又は2級課程）修了者を含む）</li> </ul> <p>※1 看護師及び准看護師は介護職員初任者研修課程修了者扱い</p> <p>※2 障害福祉制度等の指定を受けている事業所で、介護保険の共生型居宅サービス（共生型訪問介護）の指定の特例を受ける場合は、指定居宅介護事業所（障害者総合支援法（H17 法第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス等基準 H18 厚老省令 171 号第 5 条第 1 項）又は重度訪問介護（障害者総合支援法第 5 条第 3 項）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第 29 条第 1 項）の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数に当該指定居宅介護事業所等の利用者の数を合わせた数に対して、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上配置されること。</p>																								
サービス提供責任者	<p>常勤専従の訪問介護員等のうち、次のいずれかの者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護福祉士</li> <li>② 実務者研修を修了した者</li> <li>③ 介護職員基礎研修を修了した者</li> <li>④ 1級ヘルパー</li> <li>⑤ 看護師及び准看護師</li> </ol> <p>※3 共生型訪問介護の指定を受ける事業所は、指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 2 項）に規定するサービス提供責任者で、共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。</p> <p>利用者（前 3 か月の平均値（新規指定の場合は推定数））が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者業務に主として従事する者を 1 人以上配置する場合は、利用者が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>通院等乗降介助のみの利用者は 0.1 人で計上する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <p>サービス提供責任者（サ責）の人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 人以上の配置の場合は、3 分の 2 以上は常勤</li> <li>・ 非常勤の勤務時間は、当該事業所が定めている常勤が勤務する勤務時間（32 時間に満たない場合は、32 時間を基本とする）の 2 分の 1 に達していること。</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 35%; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用者の数</th> <th style="text-align: center;">サ責全てを常勤者とする場合</th> <th style="text-align: center;">非常勤サ責も任用する場合の常勤サ責の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>40 人以下</td><td style="text-align: center;">1 人</td><td style="text-align: center;">1 人</td></tr> <tr><td>40 人超 80 人以下</td><td style="text-align: center;">2 人</td><td style="text-align: center;">1 人</td></tr> <tr><td>80 人超 120 人以下</td><td style="text-align: center;">3 人</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>120 人超 160 人以下</td><td style="text-align: center;">4 人</td><td style="text-align: center;">3 人</td></tr> <tr><td>160 人超 200 人以下</td><td style="text-align: center;">5 人</td><td style="text-align: center;">4 人</td></tr> <tr><td>200 人超 240 人以下</td><td style="text-align: center;">6 人</td><td style="text-align: center;">4 人</td></tr> <tr><td>240 人超 280 人以下</td><td style="text-align: center;">7 人</td><td style="text-align: center;">5 人</td></tr> </tbody> </table> </div>	利用者の数	サ責全てを常勤者とする場合	非常勤サ責も任用する場合の常勤サ責の数	40 人以下	1 人	1 人	40 人超 80 人以下	2 人	1 人	80 人超 120 人以下	3 人	2 人	120 人超 160 人以下	4 人	3 人	160 人超 200 人以下	5 人	4 人	200 人超 240 人以下	6 人	4 人	240 人超 280 人以下	7 人	5 人
利用者の数	サ責全てを常勤者とする場合	非常勤サ責も任用する場合の常勤サ責の数																							
40 人以下	1 人	1 人																							
40 人超 80 人以下	2 人	1 人																							
80 人超 120 人以下	3 人	2 人																							
120 人超 160 人以下	4 人	3 人																							
160 人超 200 人以下	5 人	4 人																							
200 人超 240 人以下	6 人	4 人																							
240 人超 280 人以下	7 人	5 人																							
管理者	<p>常勤専従 1 人</p> <p>※4 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>																								

(2) 設備基準

面 積 等
① 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 <sup>※1</sup> ※1 専用の事務室が望ましいが、間仕切り等の区分がなされ、他の事業の用に供するものと明確に区分がされている場合は、他の事業と同一の事務室でも可
② 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース
② 指定訪問介護に必要な設備・備品等（手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する）